

各都道府県障害福祉関係主管課担当者 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

平成 22 年度の福祉・介護人材の処遇改善事業に関する取扱いについて

日頃より、障害福祉制度の円滑な運営にご協力いただきありがとうございます。

また、福祉・介護人材の処遇改善事業の運営に当たりましては、大変お手数をおかけしており感謝申し上げます。

さて、本事業の運営につきましては、「福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領等について」（平成 21 年 8 月 11 日付障害福祉課事務連絡）の「福祉・介護人材の処遇改善事業事務処理要領」の 10 により、事業年度ごとに申請を行っていただくこととなっており、「平成 22 年度の福祉・介護人材の処遇改善事業の取扱いについて」（平成 21 年 11 月 27 日付障害福祉課事務連絡）において、平成 22 年度の申請手続きについて事業者への情報提供及び働きかけをお願いしたところです。

現在、各都道府県におかれましては、平成 22 年度の申請受付を行っているところではありますが、平成 22 年度当初交付となる 2 月サービス提供分の申請期限が迫っている中で、

- ① 平成 21 年度においてすでに交付金の交付を受けている事業者が、改めて平成 22 年度分の交付申請手続きが必要と認識していないこと
 - ② 都道府県が、①に対して十分な周知徹底が図られていないこと
- 等が考えられます。

このため、平成 22 年 2 月サービス分からの本事業の交付手続きを 2 月中にとらなかつた事業者においても、3 月中に交付申請手続きが行われれば、特例的に 2 月サービス分に遡及して助成金を支払うこととします。

各都道府県におかれましては、平成 22 年度分の申請手続きについて、本事業の申請率が介護職員処遇改善交付金の申請率に比して低い状況であることも踏まえ、未申請の事業者に対して改めて周知していただくとともに、できるだけ多くの事業者に申請を行っていただくよう、なお一層の申請勧奨に向けた取組みをお願いいたします。

また、平成 22 年度から新たに申請される事業者に対する周知についても、引き続き行っていただくようお願いいたします。

あわせて、この旨管内市町村に対しても、周知していただくようお願いいたします。

【照会先】

社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課福祉サービス係 加藤
(電話) 03-5253-1111
(内線) 3091
(直通電話) 03-3595-2528